

釜石地方振興局長告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年7月18日

釜石地方振興局長 若 林 治 男

1 福祉用具貸与

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371100108	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	株式会社ニチイ学館	平成20年7月1日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0371100108	ニチイケアセンター釜石	釜石市中妻町一丁目12番2号	株式会社ニチイ学館	平成20年7月1日